

約款

カーシェアリング会員車両貸渡約款

特定非営利活動法人タウンモバイルネットワーク北九州

第1章 総則

第1条(約款の適用)

当会は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「CS車両」という。)を貸渡すものとし、借受人(以下「会員」という。)はこれを借受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は慣習によるものとします。

第2章 会員

第2条(会員)

- 1 会員とは、利用会員手続きを行い、当会がこれを承認した者をいいます。
- 2 会員は、当会が入会を承認した時点で、この約款の内容を承諾しているものとみなします。
- 3 会員は、CS車両の利用状況及び走行経路等を含めたデータを、当会がこのカーシェアリングの事業性等の評価を行う為に使用することに同意しているとみなします。但し、当会は会員の個人情報に関わることは一切公表することはありません。

第3条(入会の承認)

- 1 当会は、別途定める方法にて入会申込を受付け、必要な審査・手続き等を行います。
- 2 当会は、レンタカーに関する基本通達(自旅第138号平成7年6月13日)2(6)に基づき貸渡簿(貸渡原票)に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載する義務があるため、入会申込の際に会員に対し運転免許証の提示を求めます。但し、当会は会員の個人情報に関わることは一切公表することはありません。
- 3 当会は、超小型モビリティを利用する会員には、入会時に「習熟運転指導等の講習会」を行います。

第4条(入会の不承認)

当会は、審査の結果、入会申込者が以下のいずれかに該当することがわかった場合、その者の入会を承認しないことがあります。

- (1)CS車両の運転に必要な運転免許証を有していないとき。
- (2)入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったとき。
- (3)入会申込の際に決済手段として当該申込者が届けたクレジットカードが、クレジット会社により無効扱いとされているとき。又は、当会が承認したクレジット会社のものでないとき。
- (4)超小型モビリティの運転に必要な「習熟運転指導等の講習会」を入会時に受講していないとき。
- (5)当会が会員として不適格と判断したとき。

第5条(会員カード)

当会は会員に対して、CS車両の借受に必要な会員カード(以下「会員カード」という。)を貸与します。尚、会員カードの交付に要する費用相当額として別に定める金額を、当会の請求に従いこれを当会に支払うものとします。

第6条(会員カードの管理義務)

- 1 会員は、当会から貸与を受けた会員カードを善良なる管理者の注意をもって、使用・保管するものとします。尚、会員カードの再交付に要する費用相当額として別に定める金額を、当会の請求に従いこれを当会に支払うものとします。
- 2 会員は、会員カードを第三者に使用させることはできません。
- 3 会員カードの複製は、これを禁止します。

第7条(会員カードの紛失・盗難等)

- 1 会員カードの紛失、盗難、滅失又は毀損の場合、会員は、速やかにその旨を当会へ届け出るものとします。
- 2 前項の場合、不可抗力の場合も含め、会員は、会員カードの再交付に要する費用相当額として別に定める金額を、当会の請求に従いこれを当会に支払うものとします。

第8条(退会手続)

会員が退会する場合には、当会へ届け出るとともに、会員カードを当会へ返却するものとします。また、当該時点において発生している利用料その他の債務は第7章に基づきなされるものとします。

第3章 借受時間

第9条(借受の申込)

- 1 会員は、CS車両を借受けるにあたって、この約款及び別に定める料金表に同意の上、CS車両の保管場所(以下「車両ステーション」という)の操作端末等を利用し、これから借受る車両その他借受条件等を入力して借受の申込を行うものとします。但し、当会が認めた場合はこの限りではありません。
- 2 CS車両の借受時間は12時間以内とし、借受中の走行可能エリアは北九州市内の指定されたエリアに限定されます。
- 3 当会は、会員からの申込みがあったときは、原則として、他の利用状況等を勘案し、可能な範囲内で、この借受時間の延長等に応じるものとします。

第4章 貸渡し

第10条(貸渡し手続き等)

CS車両の貸渡し手続きは、CS車両を使用する都度、車両ステーションにおいて、会員自らが会員カードにより、貸出・返却用端末機(以下「キーボックス」という。)で利用開始操作を行うことによって、CS車両を指定し、キーを取り出すことにより完了するものとします。

第11条(貸渡し条件)

会員は、借り受けに際して以下の事項を、当会に対し保証するものとします。

- (1)CS車両の運転に必要な資格の運転免許証を有し、携帯していること。
- (2)酒気を帯びてないこと。
- (3)麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状等が一切ないこと。
- (4)定められた運転者(会員)以外の者に運転させないこと。
- (5)6才未満の幼児をチャイルドシート等の乗車装置なしで同乗させないこと。
- (6)交通法規を遵守してCS車両を運転すること。

第12条(免責)

当会は、天災・事故・盗難・他の会員による返却の遅れ・その他の不可抗力により、CS車両の貸渡しができないときは、キーボックスもしくは、口頭及び、電話にてその旨を会員に通知するものとし、会員に生じた損害について責を負わないものとします。

第13条(貸渡し車両の確認)

- 1 当会は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したCS車両を貸渡すものとします。
- 2 会員は、CS車両を借受ける都度、前項の点検整備が実施されていること並びに灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により整備不良がないことを確認するものとします。

第5章 使用

第14条(会員の管理責任)

- 1 会員は、善良なる管理者の注意義務をもってCS車両を使用・保管するものとします。
- 2 前項の管理責任は、CS車両の貸渡し手続きが完了したときよりはじまり、返却手続きを完了したときに終わるものとします。

第15条(日常点検整備)

当会は、CS車両について毎日、受付業務等を開始する前に道路運送車両法第47条の2に定める、日常点検整備を実施しなければならないものとします。但し、第16条第2項の規程による日常的な点検を、会員が当該車両を利用する都度実施することで、これにかえることができるものとします。

第16条(禁止行為)

会員は、CS車両の借受中、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当会の承認及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、CS車両を自動車運送事業又は、これに類する目的に使用すること。
- (2) CS車両を会員以外の者に使用させ、もしくは転貸し、又は他の担保に供する等、当会の権利侵害や運営上の障害となる一切の行為をすること。
- (3) CS車両の自動車登録番号標又は車両番号標を偽造もしくは変造し、又はCS車両を改造もしくは改装をする等、その現状を変更すること。
- (4) 当会の承認を受けることなく、CS車両を各種テストもしくは競技に使用し、又は他車のけん引もしくは後押しに使用すること。
- (5) 法令又は公序良俗に違反してCS車両を使用すること。
- (6) 当会の承諾を受けることなく、CS車両について損害保険に加入すること。

第17条(故障時の措置)

- 1 会員は、借受中にCS車両の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当会所定の運営管理センター(以下「管理センター」という)に連絡するとともに、その指示に従うものとします。
- 2 CS車両の異常又は故障が会員の責に帰すべき事由によるときは、会員は、CS車両の引き取り及び修理に要する費用を負担するものとします。この場合、会員は、管理センターへの連絡時刻をもって利用終了したものとし、利用時間に相当する料金を支払うものとします。
- 3 貸渡し前の異常又は故障によりCS車両が使用できなくなったときは、当会は、利用料を請求しないものとします。
- 4 会員は、CS車両の故障、及び燃料切れ等によりCS車両を使用できなかったことで生ずる損害については、当会の帰責事由の有無を問わず、その賠償を請求できないものとします。

第6章 返却

第18条(CS車両の返却手続き)

- 1 CS車両の返却手続きは、借受した車両ステーションにおいて、会員自らがCS車両の施錠、及びキーボックスにおける会員カードによる利用終了操作を行うことにより完了するものとします。
- 2 会員が前項に違反したときは、当会に与えた一切の損害を賠償するものとします。
- 3 会員は、天災その他の不可抗力によりCS車両を返却することができないときは、当会に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、会員は直ちに管理センターに連絡し、その指示に従うものとします。

第19条(CS車両の確認)

- 1 会員は、CS車両の返却にあたり、燃料の消費等、通常の使用による摩耗を除き、借受けた状態で返却するものとし、CS車両の損傷、備品の紛失等が会員の責に帰すべき事由による場合、CS車両を借受けた状態とするために要する費用を負担するものとし、
- 2 会員は、CS車両の返却にあたって、CS車両内に会員又は同乗者等の遺留品がないことを確認して返却するものとし、当会は、返却後の遺留品について責を負わないものとし、

第20条(CS車両の返却場所)

会員は、CS車両を借受けた車両ステーション以外でのCS車両の返却はできません。会員は、借受けた車両ステーションに返却するまで課金されていることを予め理解していることとします。

第21条(CS車両が返却されない場合の処置)

当会は、貸渡しから12時間を経過しても会員がCS車両を返却せず、かつ当会の返却請求に応じないとき又は、会員が所在不明なときは、乗り逃げ被害報告をするなど法的手続きを含む必要な措置をとるものとし、

第7章 利用料金

第22条(貸渡し料金)

- 1 CS車両の貸渡し料金(以下「利用料」という)は別紙に定める料金表のとおりとします。
- 2 利用料は、会員がCS車両を借受けしていた利用時間で算出され30分毎に課金されます。
- 3 利用時間は、貸渡し時刻と返却時刻の差をもって算出されます。
- 4 CS車両返却の際に、キーボックスでの利用終了操作を行わなかったときの利用時間は、別に定めるところにより算出します。
- 5 算出された課金単位30分未満の時間は30分に切り上げといたします。
- 6 利用料はCS事業の採算性等により改定する場合があります。但し、事前に予告するものとし、

第23条(決済手段)

- 1 会員は利用料その他の債務を、会員が当会に届け出たクレジットカードにより支払うものとし、
- 2 当会は前項の手段により決済できないときには、当会が定める手段により決済を行うことができるものとし、

第24条(決済)

- 1 当会は毎月末日をもって当該月に発生した利用料その他の債務の額を締めこれを集計します。
- 2 当会は前項に基づき算出された金額及びこれに係る消費税相当額等を、各会員の決済カード会社に請求するものとし、
- 3 会員は、各自のクレジットカード会社の定める支払い条件に従い、支払うものとし、
- 4 会員と当該クレジットカード会社間で料金その他の債務を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当会は一切の責任を負わないものとし、

第25条(遅延利息)

- 1 会員が利用料その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、会員は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される金額を遅延利息として、利用料金その他の債務と一括して、当会が指定した日までに指定する方法で支払うものとし、
- 2 前項の支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。

第8章 事故・盗難時の措置

第26条(事故)

- 1 CS車両の借受中に、当該CS車両に係る事故が発生したときは、会員は、事故の大小にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。
 - (1)直ちに事故の状況を管理センターに連絡すること。
 - (2)当該事故に関し、当会及び当会が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
 - (3)当該事故に関し、第三者と示談又は協定を絶対にしない事、示談・協定は当会が致します。
 - (4)CS車両の修理は、当会において行うものとし、会員自らが修理してはならないものとします。
- 2 会員は、前項による他自らの責任において事故の解決に努めるものとします。
- 3 当会は会員のために当該CS車両に係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第27条(盗難)

会員は、借受中にCS車両の盗難が発生したときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1)直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2)直ちに被害状況等を管理センターに報告すること。
- (3)盗難に関し当会及び当会が契約している保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第28条(使用不能による精算)

借受中において事故・盗難その他の事由によりCS車両が使用できなくなったときは、管理センターへの連絡時刻をもって利用終了とします。但し、会員の過失が認められる場合には、別に定める料金を当会に支払うこととします。

第9章 賠償及び補償

第29条(会員による賠償及び営業補償)

- 1 CS車両を使用し第三者及び当会に被害を与えた場合には、会員は、その損害を賠償するものとします。但し、会員の責に帰することができない事由による場合を除きます。
- 2 前項の損害のうち、事故又は盗難により当会がCS車両を利用できないことによる営業補償については別に定めるノンオペレーションチャージ(NOC、休業補償)により算出し会員はこれを支払うものとします。

第30条(保険)

- 1 会員が前条第1項の賠償責任を負うときは、当会がCS車両について締結した損害保険契約により、の限度内の保険金が給付されます。但し、その保険約款の免責事由に該当するときは、この保険金は給付されません。
 - (1)対人賠償1名限度額 無制限
 - (2)対物補償1事故限度額 無制限
 - (3)人身傷害 運転者1名 限度額 5,000万円
 - (4)搭乗者傷害1名限度額 500万円
 - (5)車両保険1事故限度額 時価額(但し、免責3万円)
- 2 保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害及び、その車両保険の免責の金額三万円については、会員の負担とします。
- 3 当会が会員の負担すべき損害金を支払ったときは、会員は、直ちに当会の支払額を当会に弁済するものとします。

第10章 解除

第31条(解除)

- 1 当会は、会員が借受中にこの約款に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにCS車両の返却を請求することができるものとします。
- 2 前項の場合、当会は、何らの通知及び催告をすることなく、直ちに会員資格の取り消しをするとともに、会員カードの返却を請求することができるものとします。また、当該会員は、当会に生じた損害を賠償するものとします。

第32条(当会による会員資格の取消)

- 1 前条第1項の他、会員が次のいずれかに該当するときには、当会は、当該会員に事前になんらの通知又は催告することなく、会員資格を取り消すとともに会員カードの返却を請求することができるものとします。
 - (1)第4条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (2)利用料その他の債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否したとき。
 - (3)会員に対する破産の申立があったとき、または、会員が支払停止状態になったとき。
- 2 前条第2項又は前項各号により、会員資格を取り消された者は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料その他の債務等、当会に対して負担する債務の一切を、一括して弁済するものとします。
- 3 その他、当会が会員として不相当であると判断した時、退会・除名をするものとします。

第33条(CS事業契約の解除)

- 1 当会は、次の各号の一に定める事由が生じたときは、当該会員に事前になんらの通知又は催告することなく、直ちに本事業及び本契約を中止又は解除できるものとします。
 - (1)該当場所においてCS事業を継続することができなくなったとき。
 - (2)廃業、解散したとき。

第11章 雑則

第34条(相殺)

当会は、この約款に基づき会員に金銭債務を負担するときは、会員が当会に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第35条(契約の細則)

- 1 当会は、この約款の実施にあたり、別に細則を定めることができるものとし、会員はこの細則を遵守するものとします。
- 2 当会が細則を定めたときは、車両ステーション等に掲示するものとします。またこれを変更した場合も同様とします。

第36条(ご利用の手続き等)

会員は、当会が配布する「カーシェアリングの利用方法」等の内容を熟知の上、CS車両の使用を行うものとします。

第37条(運転者の労務供給の拒否)

会員は、自動車の借受に付随して、当会から運転者の労務供給(運転者の紹介及び斡旋を含む。)を受けることはできないこととします。

第38条(管轄裁判所)

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、本件管理センター所在地を管轄する裁判所とします。

第12章 法人会員についての特則

第39条(入会)

- 1 法人が会員となろうとするときは、CS車両の運転を行う者(以下「登録運転者」という。)を特定して入会を申し込むものとします。
- 2 入会申込をなす法人は、登録運転者に第2条各項の「会員」を「登録運転者」と読み替えます。
- 3 当会は、登録運転者として承認する者を特定して、法人の入会を承認するものとします。登録運転者は複数名登録できます。
- 4 法人会員については、登録運転者を統括する責任者を選任し、当会へ届け出るものとします。
- 5 法人の責任者は、登録運転者がCS車両を借受ける際、運転免許証の携帯及び酒気帯びなどのほか、本人の健康状態等を都度把握し、運転の許可を与えるものとします。
- 6 法人会員については、第4条(3)は適用しないものとします。

第40条(会員カード)

当会は、法人会員に対して、登録運転者1人について1枚の会員カードを貸与します。

第41条(決済)

法人会員の決済は、第23条及び第24条の規定によらず、別途定められた方法により行うものとします。

第42条(責任)

- 1 法人会員は、CS車両の借受に関して、登録運転者の行為をすべて法人会員の行為とみなすことをあらかじめ承諾しているものとします。
- 2 法人会員は、登録運転者の行為により生じる損害賠償義務をすべて法人会員の義務としてその責めに任ずることを承認しているものとします。
- 3 法人会員は、本約款上の会員としての義務をすべて負うものとします。

第43条(登録運転者の義務)

- 1 登録運転者は、法人会員と共に第13条、第14条第2項、第17条及び第18条の定めを遵守するものとします。
- 2 登録運転者は、自己の行為により生じる損害賠償義務について、法人会員と連帯してその責めに任ずるものとします。

附則 本約款は、平成17年1月5日から施行します。

附則 本約款は、平成17年9月1日に一部改定、同日から施行します。

附則 本約款は、平成19年4月9日に一部改定、同日から施行します。

附則 本約款は、平成20年4月1日に一部改定、同日から施行します。

附則 本約款は、平成21年2月1日に当会名称等一部改定、同日から施行します。

附則 本約款は、平成23年9月1日に当会名称等一部改定、同日から施行します。

附則 本約款は、平成27年4月1日に一部改定、同日から施行します。